



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

法文学部 教授 宮本 恭子

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が必ずしも十分でない人の権利や財産を守るため、島根県、県内自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人との協働体制の下、権利擁護事業について研究している。成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用状況など島根県の実情を踏まえた効果的な成年後見制度の利用促進策や社会福祉法人の役割等について研究することにより、行政施策づくりや学術研究、地域活動の推進に寄与することを目的としています。

◆社会的包摂に関する研究・

- (1) 県内成年後見制度利用状況調査
- (2) 県外先進自治体における社会福祉法人による法人後見の受任状況の調査
- (3) 一般市民や県内の関係者を対象とした公開講座
- (4) 後見人の選任と役割に関する政策提案（およびその資料作成）
- (5) ドイツの成年後見制度、権利擁護体制に関する実態調査



ドイツ法務省にてヒアリング

専門職後見人(社会福祉士)